

7 火山に関する啓発・教育

-富士山と富士山に関わる人々との共生-

富士山は、火山としての興味深い知識を豊富に得ることのできる火山資源である。一方、優れた景観や豊富な動植物、水資源にもめぐまれ、酪農や高原野菜等の多様な農業の生産地でもある。

「富士山を知る」ためには、これら火山による恩恵という分野も欠かすことはできない。地域住民や観光客等には、火山学のみならず、富士山の自然環境や恵みへの理解を深めながら、環境教育や火山防災を広く普及するための啓発・教育活動を推進する。

7-1 啓発・教育の方向性

7-1-1 啓発・教育の目的

富士山火山防災については、すでにこれまで各地でシンポジウム等が開催されてきた。特にハザードマップ公表後は、各県での説明会をはじめ、住民組織による勉強会が開催され、児童・生徒への授業や学校教職員を対象とした研修などにも富士山火山防災をテーマにした取り組みが行われている。また、各自治体においても火山防災計画の検討やハザードマップの作成等が進められようとしている。

このように、富士山への関心が高まっている時期に、住民等に対して、より充実した啓発・教育プログラムを提供し、効果的に火山防災対策の推進を図っていくことが望まれる。

国、県、市町村は、今後もシンポジウムや研修会等の開催、富士山をテーマにした学習プログラムの学校教育への導入を積極的に進め、富士山で想定される災害や必要な防災対策に関する情報提供を行うとともに、火山の成り立ち、噴火の履歴、地質・地形学など富士山に関する基礎知識も伝え、より一層富士山火山に関する理解・関心を深めるとともに、防災対策の必要性や重要性の意識を高め、各地域の防災体制強化をめざす。

また、国、県、市町村および観光業者は、エコツアー等観光の分野にも、富士山火山防災や富士山に関する基礎知識、火山の恩恵、環境問題等のテーマを取り入れ、全国から訪れる観光客等に、富士山に対する新たな発見やこれまで以上の親しみをもってもらい、広く火山防災対策や環境保全の普及に努める。

富士山に関する啓発・教育内容と期待される効果について整理したものが
 図 7-1 である。

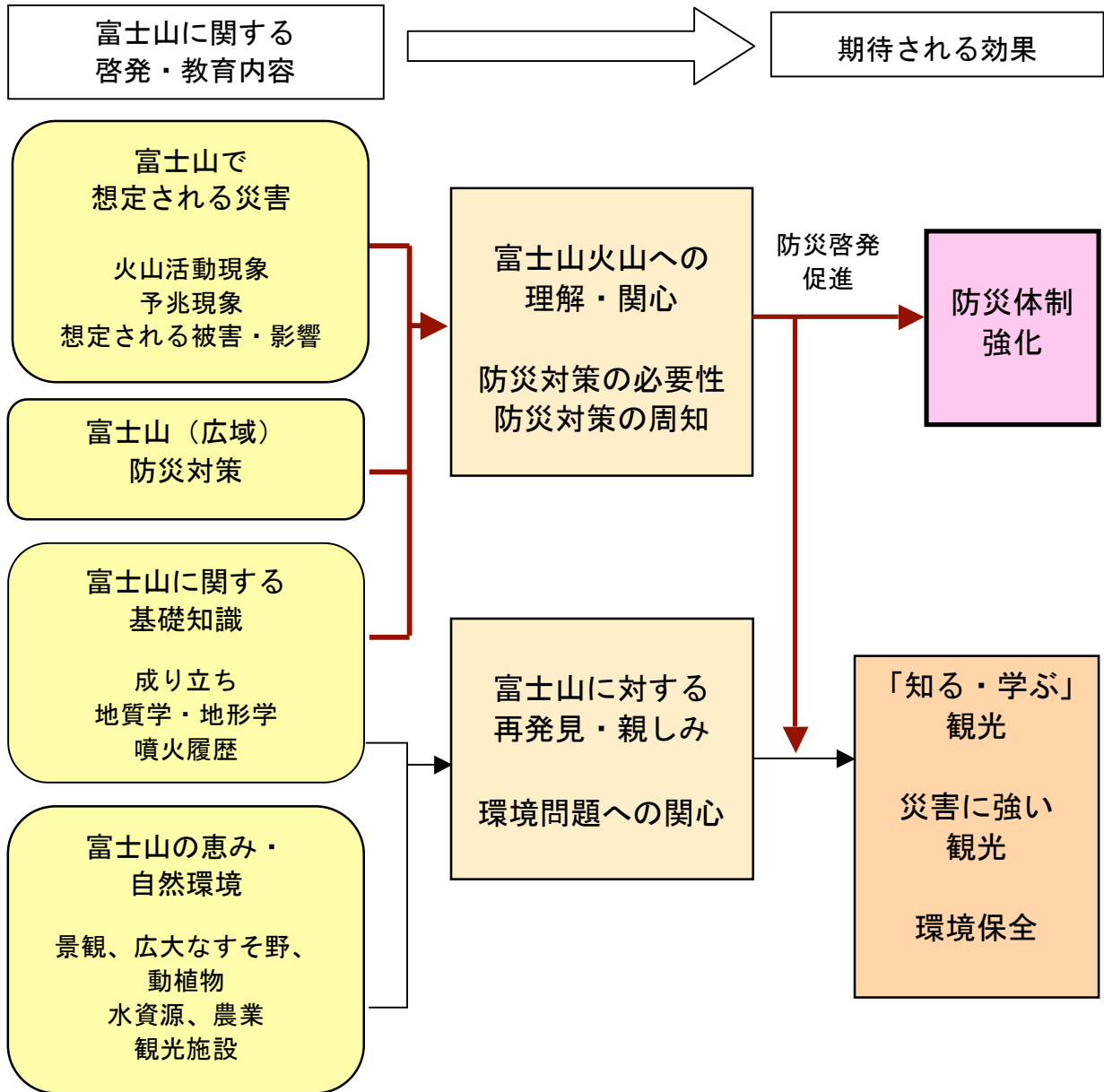


図 7-1 富士山に関する啓発・教育内容と期待される効果イメージ

7-1-2 対象者の属性と啓発・教育内容

啓発・教育の対象者も、地域住民から地元事業者、観光客、児童生徒などさまざまである。これらの対象者に期待される効果をめざした啓発・教育内容が望まれる。例えば、地域を構成する住民等に対しては、具体的な地域防災に重点を置いた教育を行い、災害時の防災力の向上を図る。観光客等他地域からの来訪者に対しては、富士山火山をテーマに広く火山防災の普及をめざした内容にするなど対象者の属性に応じた啓発・教育を行うことが必要である。

県、市町村および観光業者は、地域住民、児童・生徒、観光客等対象者の属性と啓発活動による効果（めざすべき方向性）を踏まえ、富士山火山防災等に関する啓発・教育の具体的なテーマ、プログラムについて検討する。

なお、県、市町村においては、職員に対する防災啓発・教育も計画的に実施していくことが望まれる。

(1) 地域住民

富士山地域において最も身近に生活している存在であり、地域には自主防災組織のほか、さまざまな団体、グループ、サークルなどが存在する。県、市町村は、そうしたグループを活用し、火山防災や環境教育等啓発事業を展開させる。

特に、火山防災に関心をもってもらうこと、地域のことをよく知ってもらうことなどが重要であり、地域の防災リーダーを育成するという方針で啓発を実施する。

(2) 児童・生徒

県、市町村は、火山防災学習等を学校教育の一環として、授業（課外授業等も含む）の年間予定の中に組み入れることを検討する。授業に取り入れることで、富士山に関する効果的な学習が期待できる。

富士山火山防災や環境教育をテーマにした防災図書やビデオ等を活用した授業、火山災害に関する実験（例えば、土石流災害など）、噴火に伴う現象の履歴、砂防施設等の現地視察などを行う。

(3) 企業・事業所（観光業も含む）

基本的には、前述の地域住民等を対象としたプログラムを展開させる。企業・事業所も地域を構成する重要な立場にあり、むしろ地元の住民組織との連携を図る目的で研修への参加を呼びかける。

特に観光業者には、富士山防災マップについて、十分に理解し、避難対策等火山防災や環境教育によって自然との接し方などを観光客に正しく伝えることが必要である。県、市町村は、観光協会等とも連携し啓発事業を展開していくことが望ましい。

(4) 観光客

多くが他地域より来訪する人たちであり、富士山の観光を通じて得たことを自分たちの地域に伝え、普及させる存在でもある。楽しみながら「火山を学ぶ」「火山を知る」ために、また団体や家族、個人などさまざまグループに適した観光コースやプログラムを提供し、火山についての知識の習得をはじめ、防災や環境保全への意識を高めていく。

(5) 自治体職員

県、市町村は、職員に対する啓発・教育も計画的に行い、特に火山防災に関する意識の向上や行政職員としての役割の周知を図る。

まず、防災に関する専門家や過去の噴火災害を経験した他自治体職員等による研修会・講演会等を開催し、職員の火山防災に関する知識の向上を図る。また、富士山ハザードマップの結果を前提にした、職員による防災訓練や演習（情報収集・伝達訓練、本部運営等の図上演習等）を実施し、職員の富士山火山災害に対する防災行動力・判断力の向上をめざす。

7-2 地域住民（住民組織）への啓発・教育

7-2-1 対応方針

地域住民への啓発・教育は、住民組織等地域コミュニティを活用し計画的に実施し、火山に関する知識の普及と地域の防災力向上をめざす。

7-2-2 実施体制

市町村は、まず地域を構成する複数の町会・自治会等を中心に、その他婦人会、事業所、商工会（協会、組合等も含む）、学校教職、PTA等の参画を呼びかけ、地域ネットワークの立ち上げを支援し、地域コミュニティの充実と広域的な地域防災力の向上を図る。

このネットワークを活用し、平常時においては、防災、環境教育、火山学等に関して学識者や各専門家による講習や研修会、ワークショップの開催、訓練実施等を行い知識の普及や防災組織としての活性化を図る。災害時には、この組織をもとに、情報収集・伝達や避難行動等における協力体制を構築する。

また、県、市町村は、防災リーダーの育成や地域の火山防災マニュアルの策定等具体的な成果が得られるように、地域を構成する住民、地元事業者等を対象とした富士山に関する基礎知識、防災教育、環境教育等に関する啓発・教育プログラムを作成し、計画的に防災啓発事業を進める（図 7-2）。

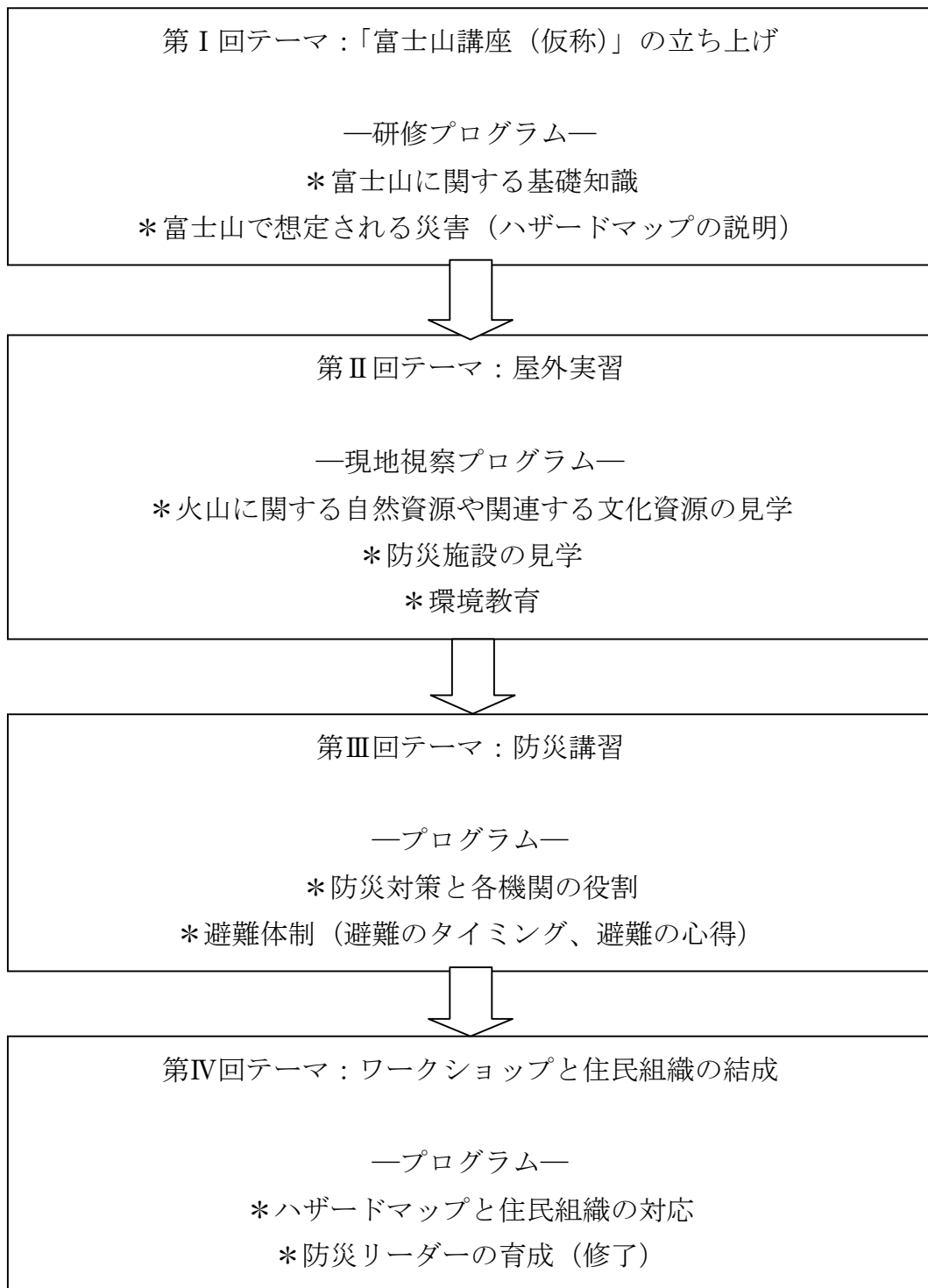


図 7-2 「富士山講座（仮称）」の開催：住民組織の立ち上げと防災教育等についてのプログラム（イメージ案）

7-3 観光客への学習機会の提供

7-3-1 対応方針

全国から訪れる観光客のために、「富士山に対する再発見」や「知的好奇心」を豊かにする観光プログラムや観光コースの充実を図る。火山学や火山の恵み、自然環境等さまざまな角度から富士山への理解を深め、環境教育や火山防災の重要性への周知とその普及を図る。

7-3-2 幅広い学習テーマによる学習機会の創出

富士山には、火山の成因と関連して、洞窟や溶岩樹形等独特な地形が多く、その地形のために特徴ある動植物が生育している。また、豊富な水資源や多様な土地利用型農業の生産現場（酪農・茶・水稲・高原野菜等）の提供など、自然の不思議さや面白さ、かけがえなさを学ぶ貴重な資源になっている。さらに、富士山麓には、富士山ゆかりの神社や史跡なども多く、歴史的資源にも恵まれている。

富士山地域に多様かつ広範囲に分布するこれらの特徴ある資源を活用し、県、市町村、観光事業者は、エコツアー等観光プログラムのさらなる充実とその導入を図る。つまり、全国各地から訪れる観光客のために、富士山のもつ火山地形や自然環境、富士山と人との関わりなどの理解を深め、その上で環境保全や火山防災への意識を高めて広く普及していく学習機会の創出をめざす。

また、県、市町村は、噴火履歴を観察できる露頭や火山関係施設、その他既存の自然や歴史資源等のネットワーク化を検討し、地域全体をミュージアム（フィールド・ミュージアム、エコミュージアム）として、噴火の伝承や火山学習（観光）の推進を図る。

7-3-3 観光ガイド・インタープリター等人材の育成

県、市町村は、観光事業者（ツアーガイド、宿泊施設、交通事業者等）を対象に、学識者等専門家の協力を得て、火山学や火山防災、環境問題等の分野も取り入れた自然ガイド講習を企画・実施し、各分野に精通した観光ガイド・インタープリターの人材育成を図る。

また、国、県は、富士山の自然環境の中で、観光ガイド・インタープリターが観光客等に正しい情報や知識を提供し、観光客等の行動を適切に誘導す

るための技術の向上を図る目的で、観光ガイド・インタープリターの認定制度等についても検討する。

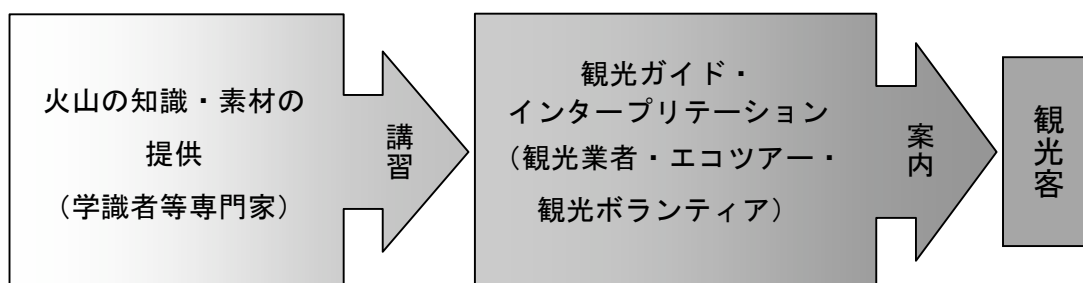


図 7-3 観光ガイド・インタープリターの育成と観光客への情報提供(イメージ)

7-4 学校教育への導入

7-4-1 対応方針

富士山火山に関するプログラムを学校授業（課外授業等も含む）の年間予定の中に組み入れ、啓発・教育を進める。

7-4-2 実施体制

国、県、市町村は、小学低学年、高学年、中学生等学年別に、富士山火山の防災対策をはじめ、火山の基礎知識、火山の恵み・自然環境等に関するプログラムを学習内容等に組み入れ、火山に関する総合的な教育の推進に努める。

具体的には、火山防災をテーマにした防災図書やビデオ等の活用、火山災害に関する実験（例えば、土石流災害など）、噴火履歴を観察できる露頭や防災施設等の現地視察等を、授業の中に取り入れ、児童・生徒の興味や関心を高める。

なお、県、市町村は、小中学校の教職員を対象に、学識者等火山専門家による講習を実施し、富士山火山に関する知識の普及に努める。

7-5 啓発・教育ツールの整備

7-5-1 整備方針

富士山火山に関する情報や知識を、より興味深く、また正確に伝えるための啓発・教育ツールを整備する。

7-5-2 整備内容

(1) ハザードマップおよび解説書

国、県、市町村は、ハザードマップ（住民、防災関係機関、観光客向け）の整備を進めるとともに、住民等への説明が正確に、わかりやすく行われるように、行政職員向けの解説書（指導書）を作成する。

(2) 総合的ガイドブック

国、県、市町村は、富士山の噴火災害や防災対策について、ハザードマップや防災計画の解説のみならず、富士山火山の基礎知識、恵み・自然環境などを総合的に捉えたガイドブック等を作成し、火山知識の普及と防災教育の推進を図る。

(3) 教科書への記載

国、県、市町村は、学校教育での推進を図るため、学習指導要領による理科や社会科のみならず、火山学や火山防災の関わりなど総合的に必要な知識が身に付くように国語の教科書にも取り入れられるよう必要な題材の提供を検討する。

(4) 出前講習用教材ユニット

国、県、市町村は、出前講習のための教材ユニットを整備する。学校教育プログラムをさらに推進させるために、各学校で子供たちに富士山をより興味深く教えるための講座とその教材（岩石の標本、写真、ビデオ等）を整備する。

7-6 拠点施設の整備

(1) 情報発信拠点等の整備

国、県、市町村は、富士山に関する各種火山情報（気象情報、火山情報・監視映像、観光情報等）について、既存施設（研究施設、ビジターセンター、博物館・資料館等）を拠点に、地域住民や観光客等に情報発信サービスを行うために、各施設を結ぶ情報ネットワーク化を検討する。

これらの拠点施設は、平常時においては、ビジターセンターとしてエコツアーなどの観光拠点としても活用しつつ、緊急時には、地域住民等への火山情報、緊急情報の発信拠点としても機能させる。

(2) 各種防災対策施設の整備

富士山の噴火の頻度からすると、火山防災のみに用途を限定した施設の整備は現実的ではない。このため、災害時には防災施設（避難場所・監視観測拠点等）としての機能を果たす一方で、平常時には、地元住民の集会施設や火山学習やエコツアーの拠点としてのビジターセンターとして、地域生活や産業に有効活用される施設を整備する。

また、避難地、避難路、土砂流出対策施設等、各種防災対策施設の整備にあたっては、観光地としての景観を壊さないよう配慮することはもちろん、公園やエコツアーのフィールドとして活用されるように十分配慮する。